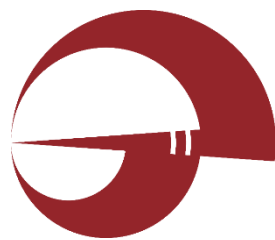


阿武町地域防災計画

火事災害対策編



令和7年3月

阿武町防災会議

目次

第1編 火災予防対策計画	火①／1
第1章 大規模な火事災害予防計画	火①／3
第1節 災害に強いまちづくり	火①／3
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	火①／10
第2章 林野火災予防計画	火①／13
第1節 林野火災に強い地域づくり	火①／13
第2節 林野火災防止のための情報の充実	火①／16
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え	火①／17
第2編 災害応急対策計画	火②／1
第1章 大規模な火事災害応急対策	火②／3
第1節 消防計画	火②／3
第2節 避難誘導活動	火②／9
第2章 林野火災応急対策計画	火②／10
第1節 林野火災の警戒活動	火②／10
第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制	火②／11
第3節 活動体制の確立	火②／11
第4節 消火活動	火②／17
第5節 二次災害の防止活動	火②／22
第3編 災害復旧・復興計画	火③／1
第1章 被災者の生活再建計画	火③／3
第2章 公共施設の災害復旧・復興計画	火③／4
第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	火③／5
第4章 金融計画	火③／6
別紙 各課・関係団体担当一覧	火④／1

第 1 編 火災予防対策計画

第1章 大規模な火事災害予防計画

基本的な考え方
・大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び町民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強いまちを形成する。
担当課
総務課、健康福祉課、土木建築課、教育委員会
節の構成
第1節 災害に強いまちづくり
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1節 災害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ大規模な火事災害発生による被害を最小限にすることを考慮した災害に強いまちづくりを行う。

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため町、県及び消防機関は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な防火思想の普及啓発活動を推進する。

特に春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、広報車の巡回広報、広報誌の配布、防災行政無線（同報系）、新聞・ラジオ等報道機関の利用等あらゆる機会をとらえ、火を出さないための運動を展開する。

（1）地域に密着した防火、防災思想の普及啓発

ア 防火思想普及の徹底を図るため、広報用素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

（ア）街頭広報や報道機関を活用した啓発活動

（イ）イベント、集会等を利用した啓発活動

（ウ）巡回による啓発広報活動

（エ）家庭訪問による防火指導

（オ）学校、職場等における防火指導

（カ）自主防災組織による啓発広報活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、県内に在住する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理、避難等必要な広報活動を行う。

2 災害に強いまちの形成

（1）町は、国及び県との協力により、建築物や公共施設の防火対策、耐震対策等防災に配慮した土地利用への誘導等を進め、災害に強い町づくりの形成を図る。

第1編 火災予防対策計画

第1章 大規模な火事災害予防計画

3 火を使用する設備・器具等の防火安全性の確保

日常生活で用いる火を使用する設備・器具等からの出火を防止するため、これらの設備・器具等の設置及び取扱基準等の周知徹底を図る。

- (1) 炉、ふろがま等の火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準
- (2) 調理器具、ストーブ等の火を使用する器具の取扱いの基準
- (3) 指定数量未満の危険物及び危険物に準ずる可燃性物品（指定可燃物）等の貯蔵又は取扱いの技術上の基準

4 住宅防火対策の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占めていることから、将来にわたり住宅火災による死者の大幅な低減を図るため、町、県、消防機関等は、効果的な住宅防火対策を推進する。

(1) 防火意識の高揚

住宅の防火意識の高揚を図るため、住宅防火の現状、住宅防火対策の必要性等の周知徹底を図る。

ア 住宅防火対策の必要性を明確に訴える親しみやすい広報活動を展開する。

イ 地域のミニコミ誌、地域ローカルテレビ、CATV等の活用を図り、地域に密着した効果的な広報活動を推進する。

(2) 住宅防火診断の実施

消防機関等で実施している住宅防火診断について、対象者に理解しやすい診断に努めるとともに、各種イベント、展示会等を活用するなどして、診断対象の拡大を図る。

(3) 住宅防火設計の普及の推進

住宅設計の専門技術者のみならず、住宅を建設しようとしている建築主等の住宅設計に当たっての防火、避難上の留意事項等の理解に努める。

(4) 住宅防災機器等の普及

ア 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

イ 住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置等の設置を支援する住宅金融支援機構の割増し融資制度の周知を図るなどして、住宅用防災機器等の設置を促進する。

(5) 住宅防火モデル事業の推進

平成7年度から国において推進している住宅防火モデル事業の指定地域の拡大に努める。

5 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や災害から地域を守るには、町民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、管内事業者、女性・高齢者・社会活動団体等による自主防災組織の育成を図るとともに既存の消防団協力隊の活性化等についても一層推進する。

また、町民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要な訓練や資機材の整備を推進する。

(2) 防火訓練の実施

防火に関する技能の習得、啓発を図るため、消防機関、事業所等は防火訓練を定期的に行う。

訓練は夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、町民の火事発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、訓練は形式的なものとならないよう、訓練実施者は具体的な訓練目標を定め効果的な訓練の実施に努める。

第2項 一般火災予防対策（消防法）

火災予防対策は、消防本部が実施する（消防組織法第6条、第7条）。この計画は、消防本部が行う火災予防対策の概要を掲げる。

1 措置命令（消防法第3条）

（1）命令権者は消防長、消防署長その他の消防吏員とする。

（2）措置内容

ア 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為の禁止、停止若しくは制限又はこれらの行為を行う場合の消火準備

イ 残火、取灰又は火粉の始末

ウ 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理

エ 放置され、又はみだりに存置された物件の整理又は除去

2 予防査察（消防法第4条、第4条の2）

（1）実施責任者は消防長又は消防署長とする。

（2）査察は、火災予防に必要な資料の提出、防火対象物の位置、構造、設備、管理の状況等の検査を毎年定期的に行う。

ア 危険物、特殊可燃物の製造、貯蔵所等については、年2回実施する。

イ 一般家庭については、「防火の日」を定め、地区又は地区連合会単位に推進組織を設け、自主防火体制の確立を図る。

3 防火管理者の設置（消防法第8条、第8条の2）

（1）設置すべき防火対象物

学校、医療機関、工場、事業場、興行場、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入し、勤務し、居住する防火対象物。

（2）管理内容

通報、消火、避難訓練、消防施設点検整備、火気の使用取扱いに関する監督、その他。

（3）防火管理者及び統括防火管理者の指定の管理権を有する者は、防火管理者を定め、防火管理と必要な業務を行わせる。

4 予防対策

（1）防災教育

ア 防火管理者（新規講習、再講習）及び危険物取扱者の講習（年数回実施）

イ 一般講習

防火対象物の従業員及び一般の町民に対して防災学級、防火指導員講習会、各業態別防火講習会、防火懇談会等を定期的に実施する。

（2）消防団員の教養訓練

ア 山口県消防学校において、幹部（初級、上級）、専科（警防）、特別（操法指導科）、新入団員（基礎）の教育をうける。

イ 一般教養教育

ウ 消防に関する基礎的技術訓練

（3）防火訓練

防火訓練としては、次のものがあり、適宜これを実施する。

ア 大火防御演習

密集地域の大火災を想定し、消火活動を始め救護、警備、情報連絡等を総合的に訓練する。

第1編 火災予防対策計画

第1章 大規模な火事災害予防計画

イ 山林火災防御演習

山林火災防御の技術の向上と関係機関の連絡協調を図るため実施する。

(4) 民間組織体制の拡充強化

ア 自主消防組織

町内の事業所、会社その他多数の人が勤務する職場に対し、自衛消防体の組織化を図り、消防思想の普及と自主防災体制の確立を図る。

イ 地区等を通じた活動

地区単位又は自治会単位に自主防火体制の組織化を図る。

ウ 幼年消防クラブ等に対して、消防思想の普及強化を図る。

(5) 防火思想の普及

ア 秋季火災予防運動

火災多発シーズンに備え、火災予防について重点項目を掲げ、広報車、広報紙「あぶ」、その他各種広報媒体や防火イベント等を実施し、強力に推進する。

イ 春季火災予防運動

春の乾燥期を前に実施し、秋季火災予防運動と同様、各種広報手段を通じ実効性のある運動を展開する。

ウ その他

保育園・小中学校を対象に、防火ポスター等の募集を催し、消防思想の普及徹底や高揚を図る。

5 消防活動

(1) 消防計画

町は、消防計画の基準（昭41. 2. 17消防庁告示第1号）に基づいて、実態に即応する消防計画を作成する。

(2) 消防協力体制

山口県内広域消防相互応援協定書により、協力体制を確立している。

第3項 要配慮者の防火安全性の確保

高齢者、障害者等の要配慮者に対し火災等の災害のない生活の場を確保するため、町、県、消防機関及び関係団体等は以下の対策を推進する。

1 住宅防火対策（高齢者等の防火安全対策）の推進

住宅の火災による死者は、火災の死者の大半を占め、しかも65歳以上の高齢者や障害者が被災するケースが多いことから、町、県及び消防機関等は高齢者・障害者住宅防火対策の効果的推進を図る。

(1) 防火意識の高揚

(2) 住宅用火災警報器等の設置促進

(3) 住宅用防災機器の普及

(4) 住宅防火診断の実施

2 避難協力体制の確立

一人暮らしの高齢者、障害者等が適切に避難できるよう消防団、自治会、町内会、自主防災組織、事業所等を含めた地域が一体となった避難協力体制の確立に努める。

3 その他の安全確保対策の推進

(1) 火災通報や救急通報等が迅速かつ効率的に行われるための自動通報（緊急通報システム）

の普及促進を図る。

- (2) 高齢者、障害者等が入所している施設においては、的確に情報伝達や避難誘導が可能となる各種設備（閃光型警報装置、点滅型誘導灯等）の設置促進に努める。

第4項 液化石油ガス火災予防対策

- 1 販売施設、販売方法の規制（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）
液化石油ガス販売業者は、液化石油ガス法第16条及び第16条の2に基づき販売施設、販売方法及び供給設備が技術基準に適合するよう維持しなければならない。
- 2 調査の義務（液化石油ガス法第36条）
液化石油ガス販売事業者は、一般消費者等の消費のための設備が技術上の基準に適合しているかどうか調査しなければならない。
- 3 液化石油ガス設備工事の作業に関する制限（液化石油ガス法第38条の7）
液化石油ガス設備士でなければ、液化石油ガス設備工事の作業（特別の知識及び技能を必要とし、かつ、液化石油ガスによる災害の発生の防止上重要と認められる作業に限る。）に従事してはならない。
- 4 貯蔵又は取扱いの届出（消防法第9条の2）
液化石油ガスを300kg以上貯蔵し又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を萩市消防長に届け出なければならない。

第5項 建築物防火対策の推進

建築物の防火安全性を確保するため、町、県及び消防機関は、建築基準法、消防法等で定める防火に関する規制の適切な執行と必要な指導を行う。

- 1 関係者への指導の強化
 - (1) 建築基準法に係る防火規制の徹底
建築物の防火性能を確保するため、建築基準法に基づく建築物の許認可等により、防火規制の徹底及び適切な指導を推進する。
また、多数の人が利用する既存の特殊建築物等については、適正に維持管理され、防火性能が確保されるように、建築物の所有者・管理者に対し、建築基準法に基づく建築物の維持保全に関する計画書の作成、定期的な調査の実施及び保守状況の報告の指導を推進する。
 - (2) 消防同意制度の適切な運用
建築物の許認可に係る消防機関の同意制度は、建築規制と消防規制との調和を図りつつ建築物の防火を推進しようとするもので、消防機関はこの制度の効果的な運用により、建築物の防火安全性の確保を図る。
 - (3) 重点的・効果的な予防査察の実施
消防機関は、消防法に定める予防査察の実施に当たっては、防火対象物定期点検結果報告、消防用設備等点検結果報告等の防火対象物関係者からの報告、届出等の結果あるいは、過去の指導状況等を踏まえ、法令遵守の状況が優良でない防火対象物及び火災予防上の必要性が高い防火対象物を重点的に行うとともに、立入検査の実施項目の選択による効率的な予防査察を行い、火災の発生及び拡大の危険性の排除等火災予防上必要な措置について指導する。
- 2 消防用設備等の設置、維持の適正化
 - (1) 消防機関は、消防法に定める防火対象物の消防用設備等の設置について、防火対象物の実

第1編 火災予防対策計画

第1章 大規模な火事災害予防計画

態を踏まえ、基準に適合しかつ効果的な設備の設置指導を行い、建築物の防火安全性の確保を図る。

- (2) 消防機関は、防火対象物の関係者に対し、消防法に定める消防用設備等の点検・報告制度の重要性を認識させ、定期点検及び点検結果報告を徹底させ、消防用設備等の適正な機能の維持を図る。

3 防火管理の徹底

消防法に定める防火管理制度では、防火対象物に対する人的な規制で、収容人員が一定以上の対象物には一定の資格を有する者を防火管理者として選任し、防火管理業務を行わせることとしている。

消防機関は、防火対象物の所有者等に対して防火管理者の選任、さらに、防火管理者に対して消防計画の作成、消防訓練の実施、火気管理等の防火管理上必要な業務を適切に実施するよう指導し、建築物の防火安全性の確保を図る。

第6項 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底（消防法第17条の2の5、消防法施行令第6条、別表第一）

多数の者が出入りする旅館、医療機関・社会福祉施設等の特定防火対象物については、火災により大きな被害が発生する恐れがあることから、前項の対策に加え次の事項を推進し、これらの特定防火対象物の防火安全性の確保を図る。

1 防火管理体制の充実

- (1) 消防機関は、実態に応じた初期消火、通報及び避難等の訓練の実施についてきめ細かな指導及び検証を行う。
- (2) 特に高齢者、身体障害者に対する火災情報の覚知、伝達に配慮した避難誘導體制の確立について指導を行う。
- (3) 医療機関、社会福祉施設等で、自力避難が困難な者を多数収容している施設にあっては、町民や、ボランティア組織の応援、協力体制の確立を推進する。
- (4) 消防機関は、用途別に国が定めた次の「防火管理体制指導マニュアル」に基づき、用途別に適切な指導を行う。

ア 物品販売店舗等における防火管理体制指導マニュアル

イ 旅館等における夜間の防火管理体制指導マニュアル

ウ 社会福祉施設及び医療機関における夜間の防火管理体制指導マニュアル

エ 高層複合用途防火対象物における防火管理体制指導マニュアル

2 防火対象物定期点検報告制度の適正な運用

消防機関は、消防法に定める「防火対象物定期点検報告制度」の対象となる防火対象物の防火管理等の状況について、点検報告により把握するとともに、その不備事項について早期改善を指導する。

3 避難施設・消防用設備等の維持管理の徹底

- (1) 火災発生時の避難路となる通路、階段等の適正な管理がなされるよう指導を徹底する。
- (2) 火災発生時において、煙の拡散及び延焼の拡大の防止に重要な役割を果たす防火戸、防火シャッター等の維持管理の徹底を図る。
- (3) 防火対象物の関係者自らが、自主的に適正な維持管理をチェックする体制の整備を推進する。

4 特定違反对象物及び小規模雑居ビルに対する是正措置の徹底

消防機関は、消防法令の違反により火災が発生した場合、人命危険が大であると予測される特定違反对象物、小規模雑居ビルについては、指示、警告、措置命令、告発・公表等の適切な違反処理により、法令違反の是正を図る。

5 工場、倉庫等の防火安全対策の推進

工場、倉庫等の防火対象物においては、建築構造、収容物等の状況から、一旦火災が発生すると延焼速度が速いため大規模火災となる危険性が高く、甚大な人的、物的被害を生ずる恐れがある。

このため、これらの防火対象物については、消防用設備等の適正な維持管理等防火安全体制の徹底が図られるよう指導を行う。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧・復興への備え

大規模な火事災害が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行うことが必要である。

第1項 火災予防のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、出火防止のため、乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の適時・的確な発表に努める。

第2項 消防力の充実・強化

火災の発生防止、被害の軽減を図るためには、町における消防力の充実・強化が求められることから、町は国が定めた「消防力の整備指針」に基づく消防力（資機材、要員）の確保に努める。

1 町消防計画の整備

- (1) 町は、国が定める基準に従い消防計画を策定しているが、県はこの計画が地域の実態に応じた計画となるよう指導する。
- (2) 町は、策定した消防計画（大綱は次のとおり）に基づき、計画的な火災予防対策の推進を図り、必要な組織の確立、消防資機材の整備、地域の実態を反映した警戒・防御活動の実施に努める。

- ア 消防組織に関すること。
- イ 消防力等の整備に関すること。
- ウ 防災のための調査に関すること。
- エ 防災教育訓練に関すること。
- オ 災害の予防、警戒及び防御に関すること。
- カ 災害時の避難、救助及び救急に関すること。
- キ その他災害対策に関すること。

2 消防組織の充実

- (1) 消防本部及び町
予防要員、警防要員の確保に努め、予防業務、警防業務の万全を期する。
- (2) 消防の広域化の推進
近年の変貌する消防事象に的確に対処するための手法として、消防の広域化について検討を進め、広域化に向けた環境の整備を図る。
- (3) 広域消防応援体制の整備
県内の町、組合消防本部が締結した県内消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市町等は必要な運用体制の確立に努める。
- (4) 消防団の活性化の推進
消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、町は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。
- (5) 自主防災組織の育成
基本編第2編第2章「第2節 自主防災組織の育成」参照

(6) 消防組織の連携強化

平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図る。

3 消防教育・訓練の充実

複雑多様化する消防事象に対応できる消防職員、団員の育成を図るため、県消防学校は、教育カリキュラムの充実を図るなど教育環境の整備充実に努め、町及び萩市消防本部は、消防職員、消防団員が、容易に教育を受けることができる環境の整備に努める。

4 消防施設等の充実・強化

(1) 消防施設等の整備

ア 町は「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう、消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設及び消防通信施設等の整備について、年次計画を立てるなどして、その充実強化を図る。

イ 消防水利については、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に防火水槽や耐震性貯水槽の整備を促進するとともに、河川やプールの活用等により消防水利の確保を図る。

ウ 消防水利の不足又は道路事情により消防活動が困難な地域については、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進する。

エ 自治会等自主防災組織による初期消火活動が円滑になされるよう軽可搬ポンプ等の消火機材の整備充実に努める。

(2) 空中消火資機材・化学消火剤の備蓄

ア 県は、林野火災消火活動の迅速な対応を図るため、林野火災用空中消火資機材を整備し、自衛隊、消防本部等に預託してきているが、今後も計画的に整備を推進する。

イ 化学消火薬剤については、関係者（消防本部、町、県・海上保安署、事業所）において備蓄してきているが、今後も整備充実に努める。

第3項 文化財防火対策の推進

文化財建造物の多くが木造の大規模な建築物であるとともに、その利用形態、建築物の構造等が多種多様であり、文化財の特性に応じた防火管理体制、消防用設備等の設置の推進を図る。

1 建造物文化財・防火施設の現況

2 予防対策実施責任者

(1) 予防対策……所有者又は管理団体

(2) 予防対策指導……県（文化振興課）、町教育委員会、萩市消防本部

3 文化財防火対策の推進

(1) 防火設備の整備充実

ア 消火設備の整備

消火器、消火用水槽等を建造物の延面積に応じた能力の設備に整備する。

イ 警報設備の拡充

自動火災報知設備、漏電火災警報器等の整備拡充を図る。

ウ その他設備の拡充

避雷装置、消防進入道路、防火帯、防火塀、防火壁、防火井戸等の整備促進を図る。

(2) 予防対策指導の推進

ア 利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

第1編 火災予防対策計画

第1章 大規模な火事災害予防計画

- (ア) 防火管理体制
 - (イ) 国、県への災害通報体制
 - (ウ) 災害の起こり易い箇所の点検、確認、組織等の確立
 - (エ) 自衛消防組織の確立
 - (オ) その他、注意札、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等
- イ 災害予防の指導
- (ア) 防火訓練の実施（通報、消火、重要物件の搬出、避難等を総合的に、かつ、地元消防機関の協力を求め指導を受けて行う。）等を計画して予防対策の確立を図る。
- (3) 防火思想の普及啓発
- ア 毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て防災思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く町民の意識の高揚を図る。
- (ア) 防災思想の普及（新聞、ラジオ、テレビ、広報紙「あぶ」、展示会、講演会、映画等による。）
 - (イ) 防火訓練の実施（町民、町・消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等総合的に行う。）
- イ 消防実技講習会等を実施して消防技術の向上を図る。

第4項 災害復旧への備え

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備するとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2章 林野火災予防計画

基本的な考え方
・林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。
担当課
総務課、農林水産課、土木建築課
節の構成
第1節 林野火災に強い地域づくり 第2節 林野火災防止のための情報の充実 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

第1節 林野火災に強い地域づくり

町は、林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることが出来ること及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、国、町、県、消防機関及び森林組合等は、林野火災に対する予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 防火思想の啓発

町及び関係者は協力して町民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、防火思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、国、町、県、消防機関及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

(ア) テレビ、ラジオ、有線放送等による啓発

第1編 火災予防対策計画

第2章 林野火災予防計画

- (イ) 広報車による巡回広報
- (ウ) ポスター、チラシ等の配布
- (エ) 新聞その他広報紙「あぶ」による啓発
- (オ) 学校等を通じての広報（児童生徒の防災思想の高揚）
- (カ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発
- (キ) 森林保全巡視員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

ア 一般入山者対策

登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して次の事項を推進する。

- (ア) たばこ、たき火による失火については、十分な防火思想の啓発を図る。
- (イ) 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。
- (ウ) 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。
- (エ) 危険時期等における入山制限の周知を図る。
- (オ) 観光事業者による防火思想の啓発を図る。

イ 山林内事業者（作業）対策

山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとる。

- (ア) 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。
- (イ) 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機関との連絡に万全を期す。
- (ウ) 事業所において喫煙所等火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備する。
- (エ) 鉦山、道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずる。

ウ 火入れ対策

火入れに当たって、町及び消防機関は、火入れに関する条例及び町火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。

林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り11月から2月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。

- (ア) 火入れを行う場合は、必ず町長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。
- (イ) 火入れ方法の指導
- (ウ) 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発表・発令中又は発表・発令された場合、一切の火入れを中止する。
火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により他に延焼する恐れがあると認められるとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表・発令されたときは速やかに消火を行うよう指導する。
- (エ) 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。
- (オ) 森林法及び町条例、規則等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。

エ 道路、鉄道沿線等における火災対策

J R 西日本及びバス等運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力する。

- (ア) 危険地帯の可燃物の除去
- (イ) 路線の巡視
- (ウ) 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立
- (エ) 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜

- (オ) 緊急時における専用電話利用の便宜
- オ 森林所有者対策
 - 森林所有者は自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう次の事項を実施する。
 - (ア) 一般の町民に対する防火意識の啓発
 - (イ) 無許可入山者の排除
 - (ウ) 火入れに対する安全対策の徹底
- (3) 巡視・監視の強化
 - ア 警戒活動の強化
 - 町、森林組合等は、林野火災の多発期間及び気象状況が火災の予防上危険であると判断されるときは、山林の巡視及び監視等の警戒活動を強化する。
 - イ 森林保全巡視員の設置
 - 山火事の多発地帯、保安林、森林レクリエーション地帯等に森林保全巡視員を配置し、入山者に対する巡回指導、火入れに対する指導のほか、次のことを行い森林の保全を図る。
 - (ア) 災害の早期発見に関すること。
 - (イ) 無許可伐採等に対する指導
 - (ウ) 森林の産物の盗掘、案内板等の棄損等の防止に関すること。
- (4) 関係団体との協力体制
 - ア 町及び消防機関は、森林組合、町民による自主防災組織との間の協力体制の充実を図る。
 - イ 町及び消防機関は、町民による自主防災組織の育成に努める。

第2項 林野火災に強い地域づくり

- 1 事業計画の作成
 - 林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し、その推進を図る。
- 2 防火道等の整備
 - 国及び地方公共団体は、防火道、防火樹帯の整備等を必要に応じて実施する。

第2節 林野火災防止のための情報の充実

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第1項 林野消防対策の推進

町、県及び消防機関は、林野火災に即応する体制の強化及び消防資機材の整備を図るため次の対策を講じる。

1 火災気象通報・警報の収集伝達体制の確立

- (1) 下関地方気象台及び県は、林野火災の未然防止、被害の軽減を図るため、町に対し迅速かつ的確な乾燥注意報、火災気象通報等の気象情報の伝達を行う。
- (2) 町及び消防機関は、火災気象通報が発せられた場合に遅滞なく町民、関係者に周知するための体制の充実を図る。
- (3) 町長は、気象台及び県からの火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、適切に火災警報を発令することができるよう必要な体制の確保に努めるとともに、町民、関係者に伝達するための体制の整備を図る。

2 活動体制の整備

(1) 消防体制の確立

町及び消防機関は、林野火災に的確に対処するため、林野火災多発時期における体制、火災警報発令時における警戒体制、火災発生を考慮した消防隊の編成など林野火災に即応できる組織を確立し、適切な運営を図るよう努める。

(2) 相互応援体制の確立

町は、林野の分布等を考慮して、林野火災を対象とする広域的な相互応援体制を整備する。

平成8年4月、県内全町及び全消防一部事務組合を対象として県内広域消防相互応援協定を締結しており、今後はこれの円滑な対応が出来るよう体制の整備に努める。

(3) 総合的消防体制

国、町は、林野及び消防の行政窓口を中核として、自衛隊、警察、その他の関係機関の密接な協力を得て、総合的な消防体制の確立を図る。

(4) 林野火災被害報告の迅速化

林野火災発生の場合は、消火活動に必要な消防力の配置、延焼拡大防止のため、航空機の必要性の判断等に必要な情報の早期把握が求められる。

このため、町は迅速な火災発生速報が行えるようあらかじめ必要な体制を確立する。

3 林野火災消火訓練の充実

町及び消防機関は関係者の協力を得て林野火災消火活動の特殊性を考慮した実践的な消火訓練を実施する。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、 災害復旧・復興への備え

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第1項 林野火災消防施設・資機材の整備

地理的、物理的条件等から消火活動に大きな制約、負担を伴う林野火災の消火活動を円滑に実施するため、町及び消防機関は、必要な施設及び資機材の整備を計画的に推進する。

1 林野火災消防施設の整備

- (1) 町は、林野火災の多発地域等に対して、防火管理道等の整備を図る。
- (2) 町及び消防機関は、林野火災用消防水利（防火水槽、自然水利）の確保に努める。
- (3) 町は、消火活動又は防火線としての役割を具備するよう林道の整備を計画的に推進する。
- (4) 林野火災の多発地域等については、国、町及び県有林はもとより、一般民有林についても、防火線の設置及び防火樹帯の造成を指導する。

2 消火資機材の整備

林野火災消火活動に必要な資機材の整備については、これまでも計画的に整備を進めてきているが、今後も必要な資機材について町及び消防機関はその充実に努める。

3 空中消火資機材の整備

町及び消防機関は、航空機による消火活動が円滑に実施できるよう、管内の地形、林相等を踏まえ日常から臨時ヘリポート、水利地点等の確保に努めるとともに、必要な体制の確保を図る。

第2項 林野火災特別地域対策事業の推進

町は、林野火災の発生又は拡大の危険度の高い地域の林野火災の防止及び被害の軽減を図るため、その地域の実態に即応した林野火災対策事業を集中的かつ計画的に実施することを目的とした林野火災特別地域対策事業計画を策定するとともに、この事業計画に定める各種予防対策を積極的に推進する。

第3項 二次災害の防止活動

国及び地方公共団体は、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害危険個所の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策等を実施する。

第 2 編 災害応急対策計画

第1章 大規模な火事災害応急対策

基本的な考え方
・大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。
担当課
総務課、健康福祉課、土木建築課、教育委員会
節の構成
第1節 消防計画
第2節 避難誘導活動

第1節 消防計画

火災の警戒及び延焼の防止等、火災防御に必要な対策について定める。
なお、大規模地震時における消防活動については、震災対策編第3編第12章第2節に定めている。

第1項 消防の任務及び実施機関

1 消防の任務(消防組織法第1条)

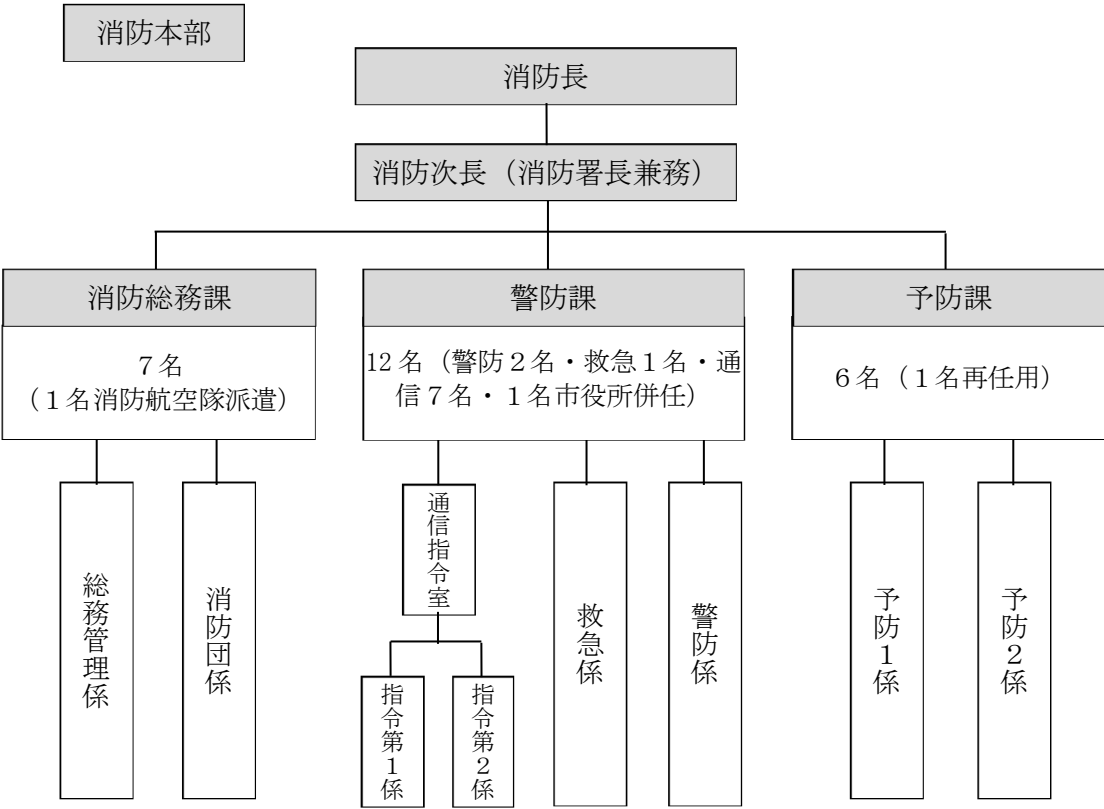
消防は、その施設及び人員を活用して、町民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水災等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減することをもって任務とする。

2 実施機関(消防組織法第6条、第24条の2)

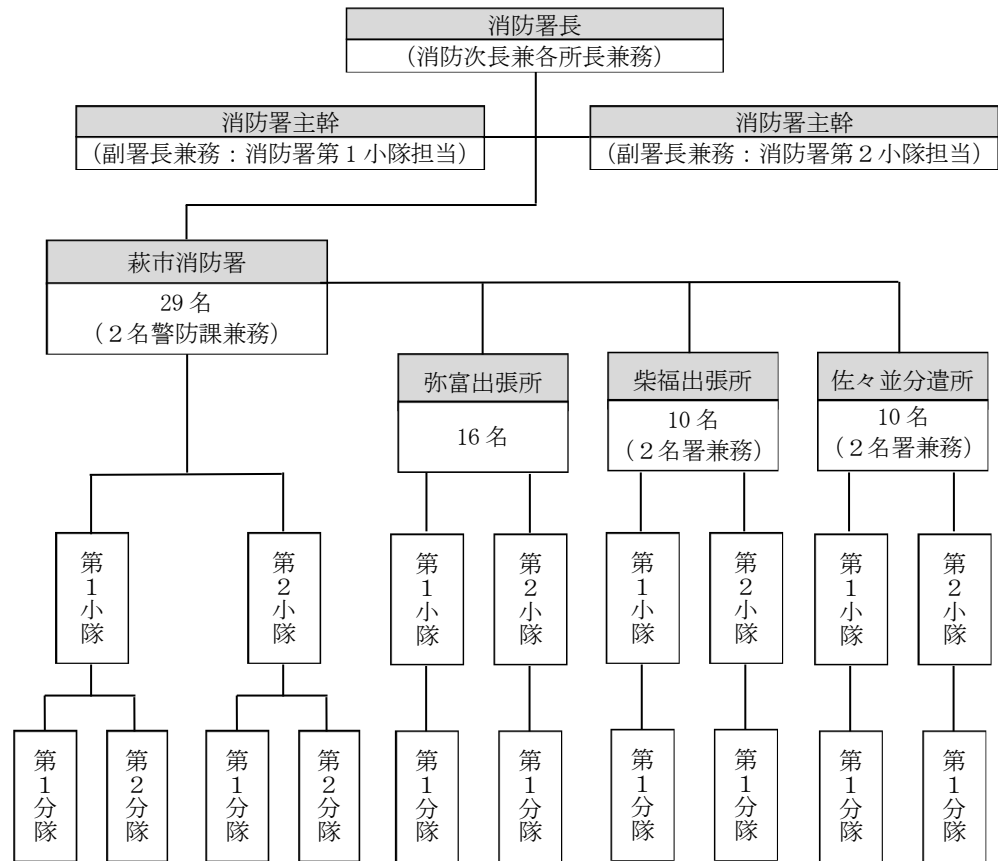
- (1) 消防の実施責任は町にある。
- (2) 大災害等の非常事態において知事は、町長又は消防長に対し災害防御の措置に関し必要な指示をすることができる。

第2項 消防の組織体制

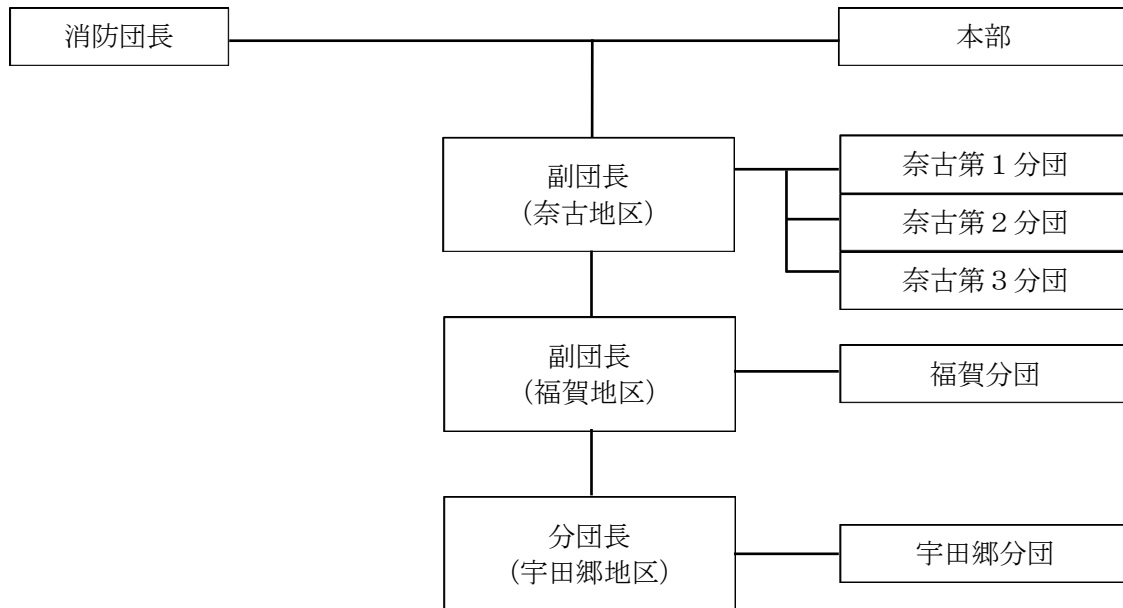
1 消防本部



2 消防署



3 消防団員



第3項 火災気象通報（消防法第22条）

知事（防災危機管理課）は、下関地方気象台から気象の状況が火災予防上危険である旨通報があったときは、直ちにこれを町長に通報する。

通報を受けた町長は、防災行政無線等を活用し、直ちにこれを町民に周知させる。

（注） 1 当日の予想を対象として行う通報であるので、解除通知はしない。

また、通報後降雨等があり状況が変化した場合等もすべて解除通知はしない。

2 対象地域は全県とし、分割はしない。

第4項 知事の指示権（消防組織法第24条の2）

知事は、台風、水火災等の非常事態の場合において、緊急の必要があるときは、町長に対して、非常事態の場合における災害防御の措置に関してあらかじめ協定してある事項の実施その他応急措置に関し、必要な指示をすることができる。（この場合の指示は、消防庁長官の行う勧告、指導及び助言の趣旨に沿って行う。）

1 指示権を発動する場合の基準

数市町にわたる災害又は1町の地域内における激甚な災害であって、当該市町の機能では適切な防御措置を講じることができない場合において、緊急に他市町からの応援措置を必要とするとき。

（注） 応援措置については、町長は第一次的に消防に関する相互応援（消防組織法第21条）、又は他の市町に対する応援要求（災対法第67条）により処理すべきであり、知事の指示権は、第二次的に緊急措置として発動するものである。

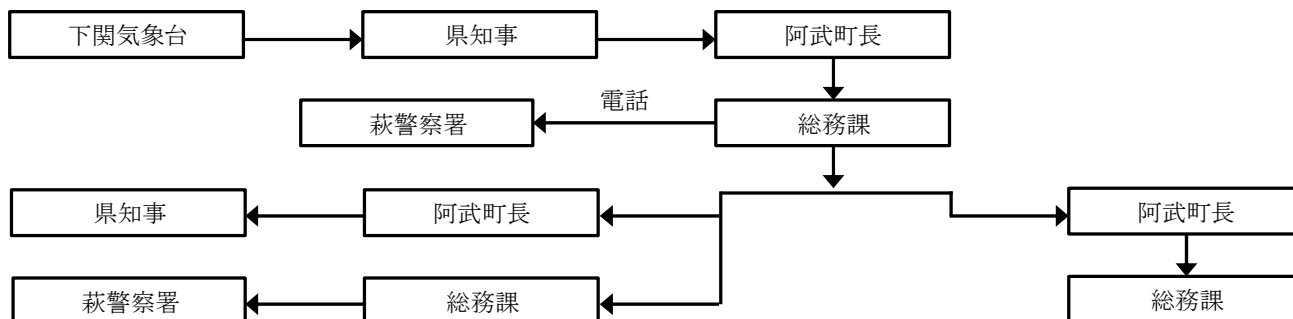
2 指示の範囲の基準

- （1） 応援派遣
- （2） 災害防御、鎮圧の措置
- （3） その他災害防御措置に関し必要と認める事項

第5項 警報発令伝達計画

異常気象時に火災を未然に防止するため、通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上、特に危険であると認めたときは、火災警報を発令する。

1 火災警報発令（連絡）系統図



2 町民に対する周知方法

- (1) 防災行政無線
- (2) サイレン、警鐘等
- (3) 有線テレビ放送

第6項 火災警防計画

1 消防団員の招集

(1) 火災警報発令時

火災警報が発令されたときは、火災が発生すれば延焼拡大のおそれがあるので、状況次第では、分団詰所に待機させる。

(2) 通常火災時

出動計画に基づく出動部隊の要員は、火災覚知後命令を待つことなく、所定の場所に参集する。

(3) 非常火災時

サイレン、警鐘により招集する。参集場所をあらかじめ定めておく。

2 出動

消防団員が、一般加入電話、かけつけ通報その他の方法により火災を覚知したときは、それぞれの場合に応じ出動ができるよう出動計画をたてる。

3 警戒

(1) 火災警報発令時

関係機関への周知徹底、町民に対する警火心の喚起、啓発にあわせて、これに対処するための次の事項について定めておく。

ア 機材器具の点検等

イ 最少出動人員を適当な場所に待機させ出動の迅速を図る。

(2) 火災時

第1次火災により飛火によって発生する第2次、第3次火災を警戒するため飛火警戒計画をたてておく。

(3) 飛火警戒

ア 飛火危険の発生

飛火危険は、次の火災の場合発生が予想される。

- (ア) 高速風時延焼火災の場合
- (イ) 特殊木造大建築物延焼火災の場合
- (ウ) 粗雑建物密集地域の延焼火災の場合
- (エ) 高地又は低地建物延焼火災の場合

イ 飛火警戒隊

飛火により第2次、第3次の火災が発生した場合は、所定防御部隊以外の予備部隊をもって編成する。

ウ 飛火巡ら隊

飛火によって発生する火災危険を早期に発見するため消防団員により要所を巡回して警戒に当たる。

エ 飛火警戒の実施

(ア) 飛火の危険範囲は一定しがたいが、次の各号に準拠する。

- a 通常風速5m以内において風下500m以内
- b 風速10m以内において風下1,200m内外

(イ) 飛火警戒隊の配置

警戒隊を根幹とし、地元の町民の協力を得て配備する。

4 通信

(1) 平常時の通信体制

町が、加入電話、かけつけ等により火災報告、通報に接した場合、団員の招集、出動指令、報告通報などが円滑に行われるよう通信体制を整えておく。

(2) 非常時の通信統制

火災が拡大し、全分団の出動を要する場合又は出動した場合に各種指揮発令、各分団よりの報告、関係機関に対する報告通報、分団相互間の連絡その他民間等よりの問合せ等で相当通信の混乱が予想されるので、これらを排除するため非常火災時における有線電話、防災行政無線の使用区分を定めておく。

5 火災防御

火災防御計画は、火災防御計画を樹立する必要があると指定された危険区域、特殊物を有する施設及び林野等について計画を立てる。

第7項 避難計画

1 避難指示等の法的権限

町民の立退き、避難に関しての勧告及び指示についての権限は、原則として災対法第60条であるが、災対法第61条、水防法第22条、地すべり等防止法第25条がある。

2 消防団長の避難の勧告及び指示の措置

消防団長又は消防団幹部が避難のための立退きを指示する必要を生じたときは、次のとおりとする。

- (1) 町長と電話等の連絡がとれる場合は、町長に対し危険の実情を報告し、指示をあおぎ、町長の指示内容によって、避難誘導など万全の措置を行うこと。

第2編 災害応急対策計画

第1章 大規模な火事災害応急対策

- (2) 通信がと絶し、町長と連絡のとれないときは、消防団長又は幹部が適確な情勢判断により避難措置を行うこと。
- (3) 経過と事後の措置状況を町長に報告し、今後の措置について必要な指示を受けること。

第8項 交通規制

火災その他の災害発生時の交通規制(特に自動車)については、各分団本部の責任とし、警察の指導を速やかに求める。

第2節 避難誘導活動

大規模な火事災害により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を把握し、必要な措置をとる。

1 基本方針

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

避難誘導活動においては、特に高齢者、障害者、妊産婦等要配慮者に配慮した措置をとる。

2 実施計画

(1) 避難誘導活動計画

庁舎、社会福祉施設、医療機関、町営住宅、町立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

また、建築物の所有者等は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置をとる。

3 避難誘導計画

(1) 基本方針

町は、大規模な火事災害時等における避難誘導に係る計画をあらかじめ定める。

(2) 実施計画

ア 町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。また防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の町民等に対する周知徹底を図るための措置をとる。

イ 町は、木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを、大規模な火事災害時の指定緊急避難場所として指定する。なお指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

第2章 林野火災応急対策計画

基本的な考え方
・林野火災発生時には、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。
担当課
総務課、農林水産課
節の構成
第1節 林野火災の警戒活動
第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制
第3節 活動体制の確立
第4節 消火活動
第5節 二次災害の防止活動

第1節 林野火災の警戒活動

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域の町民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取り扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

1 基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

2 実施計画

(1) 林野火災の警戒計画

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限

(ア) 気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

(イ) 下関地方气象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、町民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとる。

(ウ) 火災警報の町民及び入林者への周知は、打鐘、サイレン、掲示標、吹流し、旗等消防信号による信号方法及び広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、有線放送等を通じ、周知徹底する。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡体制

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第1項 火災気象通報及び火災警報の伝達

基本編第3編第2章第1節「第2項 気象警報・注意報等及び気象情報に係る伝達」参照

第3節 活動体制の確立

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第1項 実施機関

火事災害対策編第1章第1節第1項「消防の任務及び実施機関」参照

第2項 広域消防応援

町の消防力の全力をあげても林野火災への対応が困難なときには、近隣市町、他県の消防隊の応援（航空消防応援）を得て対応することになる。

1 山口県内広域消防応援計画

(1) 応援要請の手続き

ア 町長は、災害規模及び被害状況を考慮して、当該町等を管轄する消防力では十分な体制を取ることができないと判断した場合は、協定に基づき、県内の市町等の長（又は幹事消防本部）に対して応援要請を行うものとし、県及び幹事消防本部にも、その旨報告する。

応援要請にあたっては、次の事項を明確にした上で電話等により要請するものとし、事後速やかに、応援要請書（実施細目別記様式第3号）を応援市町等の長に送付する。

応援要請時の 連絡事項	ア 災害の状況（種別、発生日時、場所等）及び応援を要請する理由 イ 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量 ウ 応援隊の活動内容 エ 応援隊の到着希望日及び集結場所等
----------------	---

イ 町長は、状況によっては、県に対しても応援に関し必要な調整を求めることができる。

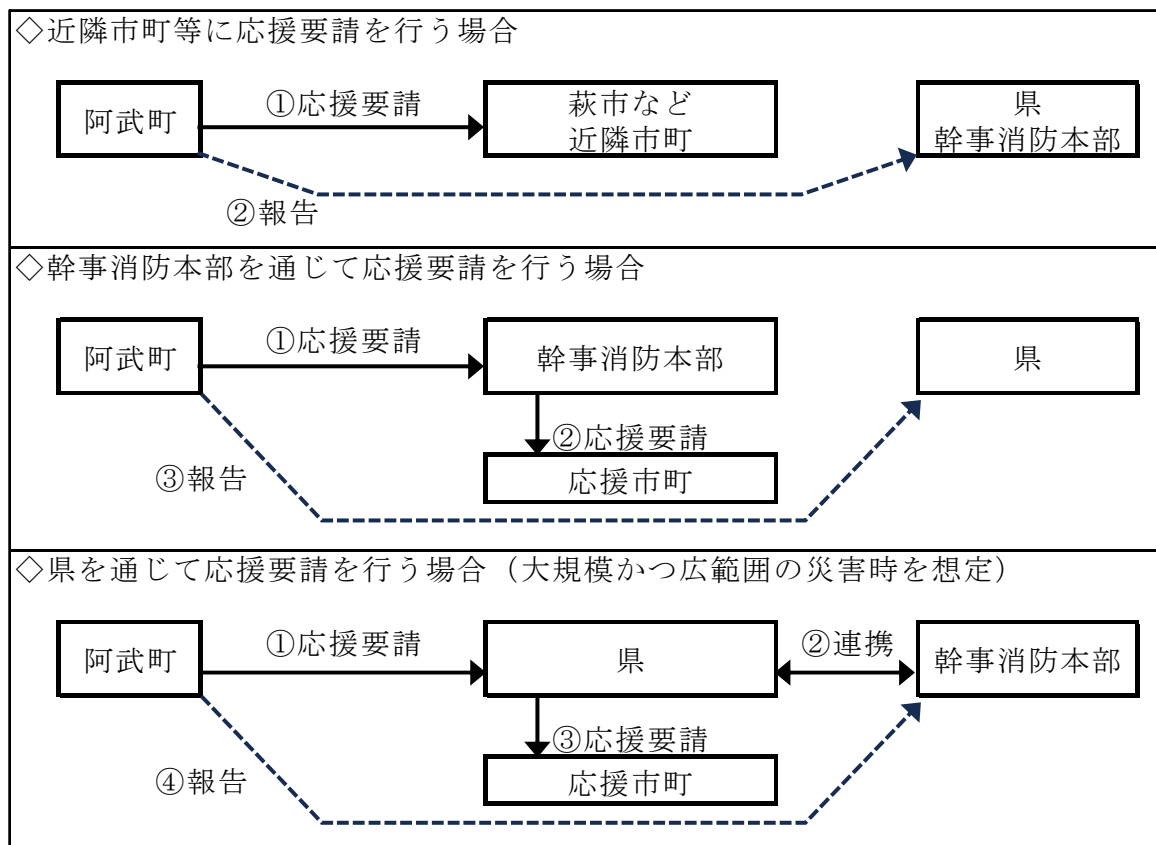
この場合、町長は、知事に対して県内広域消防応援の要請（様式1）により要請するものとし、要請を受けた知事は、幹事消防本部と連携の上、県内広域消防相互応援協定に基づく応援の要請（様式2）により、他の市町等の長に対して応援の要請又は指示を行う。

(2) 要請の基準

応援要請は原則として、第一要請、第二要請の順に行う。ただし、特に必要があるときは、この限りではない。

第一要請	隣接町等に対して行う要請
第二要請	第一要請に加えて他の地域の町等に対して行う要請

《参考》 応援要請の流れ



(3) 幹事消防本部等が応援要請を行ったときの連絡

幹事消防本部又は県が県内市町等に応援要請を行ったときは、本町に対し、速やかにその旨を連絡する。

(4) 集結場所の選定等

集結場所は、原則として萩市消防本部及び消防署所の中から選定する。

(5) 応援の特例（覚知による応援）

本町の近隣の市町等は、応援要請がない場合においても、覚知した災害の状況から応援が必要と判断したときは、応援要請があったものとみなし、応援を実施する。

この場合、応援市町等は、災害発生場所等を直ちに本町に通報するものとし、県及び幹事消防本部に対して電話により報告する。

(6) 知事による応援の指示

知事は町長から応援要請がない場合においても、災害の状況から応援が必要と判断したときは、消防組織法第43条の規定に基づき、幹事消防本部と連携の上、応援の指示（様式3）により各市町等の長に対し、応援の指示を行うことができる。

2 山口県緊急消防援助隊受援計画

(1) 応援等要請のための町長等の連絡

ア 町長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該被災地の町及び山口県の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要であると判断した場合は、知事に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、次の事項が明らかになり次第電話により連絡する。

(ア) 災害の概況

(イ) 出動を希望する区域及び活動内容

(ウ) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、こ

れらを把握した段階でFAXにより速やかに行う。

- イ 町長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び町の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡する。
- ウ 町長は、知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、次の事項が明らかになり次第電話により連絡する。
 - (ア) 災害の概況
 - (イ) 出動を希望する区域及び活動内容
 - (ウ) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でFAXにより速やかに行う。
- エ 町長は、緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するとき、ア～ウの連絡と併せて報告する。

第3項 自衛隊の支援活動

大規模な林野火災になると広域消防応援に加え自衛隊の消防活動が必要になる。特にヘリコプターによる空中からの消火活動支援は、火災の早期鎮圧を図る上で必要であることから、派遣要請等に係る事項にて定める。

1 自衛隊の災害派遣要請

災害応急対策活動に係る自衛隊の災害派遣要請に係る一般的事項については、基本編第3編第7章「第2節 自衛隊災害派遣要請計画」参照

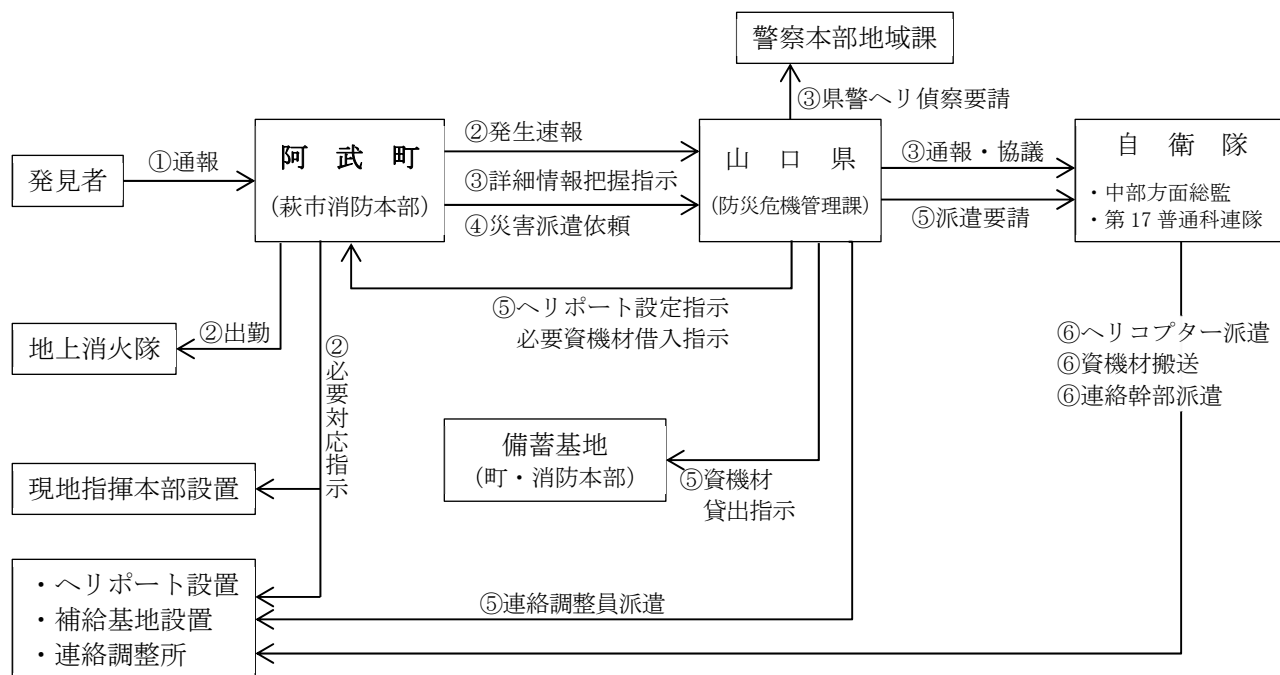
2 ヘリコプターの派遣要請にあたっての留意事項

要請にあたっては、次のことを十分考慮する。

- (1) 空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。
- (2) 要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間
通常小月教育航空群のヘリコプターの場合、県内であれば離陸してから30分以内に到着する。
- (3) 空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間
- (4) 空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

第2編 災害応急対策計画
第2章 林野火災応急対策計画

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



4 空中消火活動体制

(1) 現地指揮本部

ア 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

イ 現地指揮本部の空中消火に関する任務

(ア) 情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

(イ) 空中・地上消火隊との活動統制

防御戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合、自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

(2) 補給基地ヘリポート

ア 補給基地ヘリポートの選定

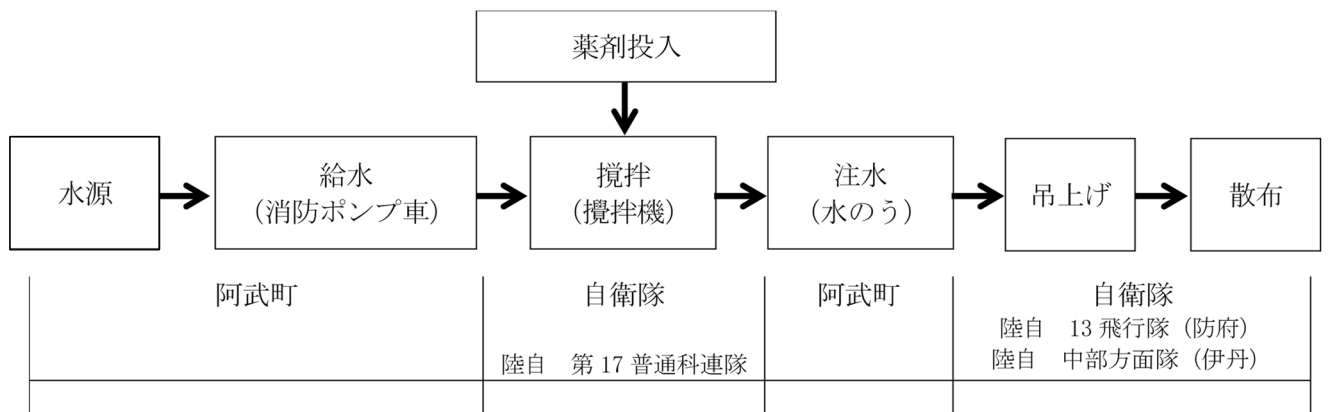
補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、概ね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

(ア) ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

(イ) 消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

(ウ) 気流の安定した場所であること。

(3) 補給作業
ア 補給作業体系



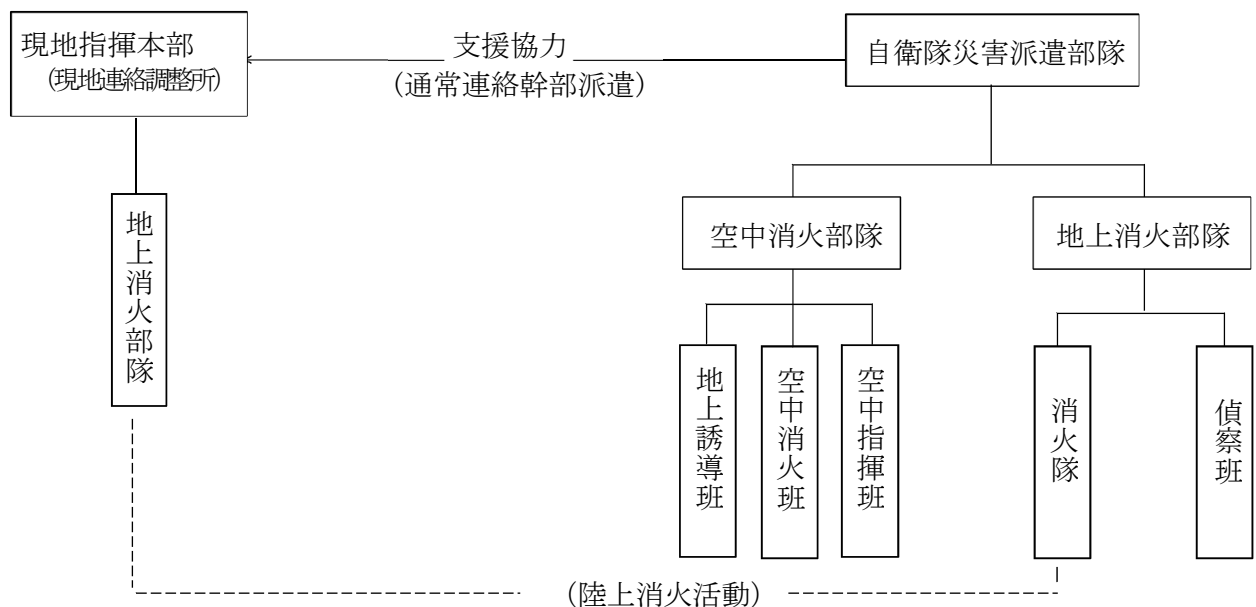
- イ 補給作業の内容
 (ア) 給水作業
 (イ) 薬剤準備・投入作業
 (ウ) 攪拌作業
 (エ) 消火剤注水作業

ウ 作業1個班の人数

町が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。要員の確保に当たってはこれを目安に要員を確保するものであること。

班長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備考
1	4	4	6	15	防災無線・消防ポンプ車(1台) 防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

5 自衛隊派遣部隊の現地組織
 (1) 自衛隊空中消火現地組織図



6 空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにする。

(1) 空地連絡

上空と地上の間における連絡手段、要員の配備

(2) 偵察

火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合わせをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。

(3) 地上消火隊との連携

効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。

(4) 消火効果の連絡

地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

7 安全基準

空中消火活動時にあたっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図る。

(1) 一般的注意事項

ア 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。

イ 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。

ウ ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。

エ 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。

オ 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。

(2) ヘリコプター活動中の注意事項

ア 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること。

イ ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。

ウ ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。

エ ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。

オ ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

第4節 消火活動

被害の拡大を最小限に食い止めるため関係機関が連携して消火活動を実施する。

第1項 林野火災に係る消防活動

1 消防活動の実施機関

- (1) 町長は、当該区域における消防責任を有していることから、林野火災の予防対策及び消火活動について全力を傾注して実施する。

消防機関等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

消防機関は、林野火災防御図の活用を図りつつ、効果的な消火活動を実施するとともに、時機を逸することなく近隣市町に応援要請を行うなど早期消火に努める。

- (2) 林業関係事業者は、消防機関、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。
- (3) 町民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努める。

2 消防活動の組織体制

火事災害対策編第1章第1節第2項「消防の組織体制」参照

3 林野火災対応の概要

林野火災の消防活動については、地理的・地形的・気象的要因等により多くの困難を伴い、又活動そのものも特殊な対応を求められる。迅速かつ的確な消火活動を実施するには林野火災対応の概要をあらかじめ把握しておく必要があることから以下にその概略を示す。

事象の経過	町・消防機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1 火災警報の発令 2 広報の実施 3 森林パトロールの強化 4 出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検設備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 非番職員(団員)の召集準備 (4) 車両の移動配置準備
出 火	覚知(通報受信) 1 覚知情報の伝達 2 出動 (1) 火災初期における防御体制 ア 非番職員、団員の非常召集 イ 現場指揮本部の開設 ウ 車両部署、水利部署位置の選定 エ 消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ 現場全体の状況把握と飛火警戒 3 消防防災ヘリコプター出動要請
火災拡大	1 広域応援要請(隣接・他県消防) 2 自衛隊派遣要請 3 空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市等から空中消火資機材の確保 ア 水のう イ 消防ポンプ車 ウ 無線通信設備 4 付近の町民に対する広報と協力要請 5 危険地域の町民に対する避難指示等 6 広域応援、自衛隊応援に係る必要な体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保
鎮 圧	1 残火処理 (1) 再発防止対策 ア 残火処理部隊の編成 イ 警戒要員の配置 2 関係機関への連絡
鎮 火	1 関係機関への連絡 2 出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 利用資機材の点検 3 火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防御鎮圧活動関係

第2項 町民等の安全対策

都市化の進展に伴い、林野と接する地域での宅地開発が進み、林野火災発生時には付近の町民が危険にさらされるおそれがある。また入山者、遊山者も危険にさらされる。

このため、これらの者の安全確保を図るため、町は必要な対策を講じる。

1 避難指示、警戒区域の設定

- (1) 町長は、林野火災の延焼拡大により町民の生命安全に危険が及ぶとき、又は予想されるときは法に基づき必要と認める地域の居住者、滞在者に対して避難指示を行うとともに、火災警戒区域、消防警戒区域の設定を行い、町民の生命身体の安全確保を図る。
- (2) 入山者、遊山者があるときは、入山の状況、所在等について、付近の町民等から情報を収集し、広報車、携帯拡声器、ヘリコプター等を利用し、安全な場所に避難するよう呼び掛け誘導する。

2 避難指示及び警戒区域の設定に係る事項

大規模火災、危険物の流出・爆発等の発生時には、付近町民が危険にさらされるおそれがあり町民の安全確保対策が必要となる。

また、消火活動を円滑に実施するため付近町民等への規制措置も必要となることから、萩市消防本部は、以下の対策を講じる。

(1) 火災警戒区域・消防警戒区域の設定

ア 火災警戒区域の設定

消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば付近町民の人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用禁止、一定の者以外の者への退去命令・出入りの禁止等の措置を行う。

イ 消防警戒区域の設定

消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、町民の生命又は身体の危険を防止するため

及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、一定の者以外の者の退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。

ウ 設定・表示要領等

- (ア) 警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近町民に対する広報等を実施する。
- (イ) 警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。
掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は市町村長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。
- (ウ) 警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

(2) 避難指示

火災の延焼拡大、危険物等の漏えい、流出、爆発等の危険が予想される場合において、町民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。

第2編 災害応急対策計画

第2章 林野火災応急対策計画

ア 一般的な避難判断基準

(ア) 火災

- a 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。
- b 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。

(イ) 危険物の流出

- a 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。

(ウ) ガス等の漏えい

- a 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他の人的被害が予想されるとき。

イ 町長等の避難指示

基本編第2編第5章「第1節 災害情報の収集、連絡体制」参照

ウ 避難場所・避難誘導

避難対策については基本編第2編「第5章 災害情報体制の整備」及び「第7章 避難予防対策」参照

なお火災に関して留意する事項は以下のとおりである。

(ア) 避難場所の決定

町防災計画に定める避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。

(イ) 避難順位

火災現場の風下に位置する町民のうち要配慮者を優先する。

(ウ) 避難方法等

火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。

(エ) 避難経路

比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。

(オ) 避難誘導

消防団員、町職員によるほか、警察官、防火クラブ員、自主防災組織等の協力を得て実施する。

(カ) 避難場所・退去跡地の警戒

警察官、町職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

3 避難場所、避難誘導

避難について措置すべき事項は基本編第2編「第7章 避難予防対策」参照

第3項 災害広報

町、県及び消防本部は、地域の町民の不安や混乱の防止及び消火活動への協力を得るため必要な情報を町民等に伝達する。林野火災時において町民への伝達事項等は下記のとおり。

火災時における広報活動等に関しては、基本編第3編「第5節 広報計画」参照

1 災害広報事項

- (1) 気象警報・注意報発表
- (2) 災害危険区域等に関すること。
- (3) 避難、警戒区域設定に関すること。
- (4) 消火活動の概況及び関係機関の対応に関すること。

(5) その他必要事項

2 伝達手段

- (1) 町防災行政無線（同報系）、防災メール等
- (2) テレビ・ラジオ等公共放送機関
- (3) 広報車
- (4) 職員及び自主防災組織による口頭伝達

3 消防資機材の貸付け

- (1) 県（防災危機管理課・農林水産事務所又は農林事務所）が保有する林野火災対応資機材
県（防災危機管理課）は、林野火災対策用資機材として、空中消火時に使用する水のうち等の整備を進め関係先に寄託している。
また、農林水産事務所又は農林事務所は、樹木伐採用に保有するチェーンソーを、必要に応じて貸し付けることができる。

(2) 貸付け手続き

ア 借受側（町）の手続き

別記「災害対策用資機材貸付け申請書（様式第1号）」を、空中消火用資機材にあつては防災危機管理課長へ、農林水産事務所（森林部）所有資機材にあつては関係（最寄りの）農林水産事務所森林部長に提出する。ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。

イ 連絡先

(ア) 勤務時間内

山口県防災危機管理課	T E L 083-933-2370
萩農林水産事務所	T E L 0838-22-3366

(イ) 勤務時間外

防災危機管理課（守衛室経由）、農林水産事務所又は農林事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）

ウ 借用証の提出

借受に係る資機材を受領するときは、別記「資機材借用証（別記様式第2号）」を、防災危機管理課長又は農林水産事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。

エ 貸付け条件

- (ア) 貸付資機材については、借受者の責任において管理する。
- (イ) 災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸し付けた。
この場合の借受手続きは（2）、（3）の手続きによる。
- (ウ) 借受者は、借受資機材の輸送、使用に係るオイル、ガソリン等の補給に要する経費を負担する。
- (エ) 借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行う。ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。
- (オ) 借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。
- (カ) その他貸付者が必要と認めた事項

(3) 空中消火資機材の運用

県が備蓄している空中消火資機材（消火薬剤散布装置、溶解機、動力ポンプ、消火薬剤）に係る運用については「山口県林野火災用空中消火資機材運用要綱」により取り扱う。

第5節 二次災害の防止活動

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から町民を守るための措置をとる。

第1項 残火処理等

林野火災は焼失面積も広大で、区域全般について詳細に残火を点検し処理することは困難であり、特に堆積可燃物下の深部、老古木の空洞、根株、朽木類の残火は長時間にわたって燃焼する。

また、残火処理の段階になると消火隊員の疲労もピークに達しており、注意力も散漫になりやすく、これらの特性を踏まえ、特に次の事項について留意する。

1 残火処理留意事項

- (1) 残火処理隊を特に編成して組織的に残火処理にあたること。
- (2) 残火処理については、防御した焼失線の端から逐次発火点に向かって処理する。
- (3) 堆積可燃物の処理にあたっては、注水可能な場合は十分に浸潤させ、残火の掘り返しを併用して入念に消火する。

また注水が十分行えないときは、覆土によって窒息消火を行う。

- (4) 朽木、空洞木等で、樹幹内に火が残っているおそれがあるものは、注水又は切り倒して確実に処理する。
- (5) 残火処理が終了した後も、必要な監視警戒を行うための要員を残留させ、巡視及び応急処置を行わせる。

2 事後措置

(1) 確認事項

残火処理が終了し、部隊の撤収に際して現地本部責任者（指揮者）は、次の項目について確認する。

- ア 部隊人員、負傷者の有無、負傷者に対する措置等
- イ 利用資機材の点検
- ウ その他

(2) 火災調査

鎮火（鎮圧）に成功したときは、直ちに火災調査班を編成して、出火原因、火災の推移及び損害額等について調査する。

(3) 調査事項は、概ね次のとおりとする。

ア 火災原因関係

- (ア) 火災発生日時、場所
- (イ) 発生原因
- (ウ) 失火地域の地況、林況及び発火前後の気象条件
- (エ) 被害状況

イ 火災防御鎮圧活動関係

- (ア) 消防機関の覚知時刻及び経過
- (イ) 出動人員及び出動時刻
- (ウ) 現場到着時刻、経路及び到着時の火勢の状況
- (エ) 防御活動状況（応急防火状況、応用戦術、防火線設定種類・延長等）
- (オ) 広域応援部隊の活動状況

- (カ) 残火処理活動
- (キ) 防御指揮及び防御作業の経過概要
- (ク) 救護、資機材給与概要
- (ケ) その他

第2項 二次災害の防止活動

- 1 国及び地方公共団体は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。
- 2 国及び地方公共団体は、降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して、土砂災害の危険個所の点検等を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係する町民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制の整備を行うものとし、可及的かつ速やかに砂防施設、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行う。

第 3 編 災害復旧・復興計画

第1章 被災者の生活再建計画

基本編第4編第1章「被災者の生活再建計画」を準用する。

第2章 公共施設の災害復旧・復興計画

基本編第4編第2章「公共施設の災害復旧・復興計画」を準用する。

第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画

基本編第4編第3章「被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画」を準用する。

第4章 金融計画

基本編第4編第4章「金融計画」を準用する。

別紙 各課・関係団体担当一覧

	総務課	まちづくり推進課	健康福祉課	戸籍税務課	農林水産課	土木建築課	出納室	議会事務局	教育委員会	福賀支所	宇田郷支所	町社会福祉協議会	消防団	自治会・自主防災組織	県	国の機関	萩警察署	萩市消防本部	自衛隊	海上保安署（港長）	管区海上保安本部	西日本電信電話（株）	その他防災関係機関
第1編 火災予防対策																							
第1章 大規模な火事災害予防計画																							
第1節 災害に強いまちづくり	●		●			●			●				●					●					
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧復興への備え	●		●			●			●				●					●					
第2章 林野火災予防計画																							
第1節 林野火災に強い地域づくり	●				●								●					●					
第2節 林野火災防止のための情報の充実	●				●								●					●					
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧復興への備え	●				●	●							●					●					
第2編 災害応急対策計画																							
第1章 大規模な火事災害応急対策																							
第1節 消火活動	●		●			●							●					●					
第2節 避難誘導活動	●		●			●			●				●					●					
第2章 林野火災応急対策計画																							
第1節 林野火災の警戒活動	●				●								●					●					
第2節 発災直後の情報の収集連絡体制	●				●								●					●					
第3節 活動体制の確立	●				●								●					●					
第4節 消火活動	●				●								●					●					
第5節 二次災害の防止活動													●					●					
第3編 災害復旧復興計画																							
第1章 被災者の生活再建計画																							
第2章 公共施設の災害復旧・復興計画																							
第3章 被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画																							
第4章 金融計画																							

阿武町地域防災計画火事災害対策編

令和 7 年 3 月
阿武町防災会議

発 行：阿武町
編 集：阿武町 総務課
〒759－3622
山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636
TEL：08388-2-3110（代表）